

# 中心市街地活性化に向けた 支援メニュー

【都城市中心市街地活性化プラン事業費補助金交付要領】

問い合わせ先  
商工部 商工政策課 中心市街地活性化室  
TEL0986-23-2983 FAX0986-23-2658  
E-mail [toshin@city.miyakonojo.miyazaki.jp](mailto:toshin@city.miyakonojo.miyazaki.jp)

# 1. 都城市まちなか活性化プラン事業

- 中心市街地の中核施設「**Mallmall**」**周辺エリア**や**都城駅周辺**といったまちなかを対象に、賑わい創出に繋がる様々なイベント等の活動を実施する市民、商工団体等に対して予算の範囲内において補助金を交付し、支援することで中心市街地の活性化を図ります。

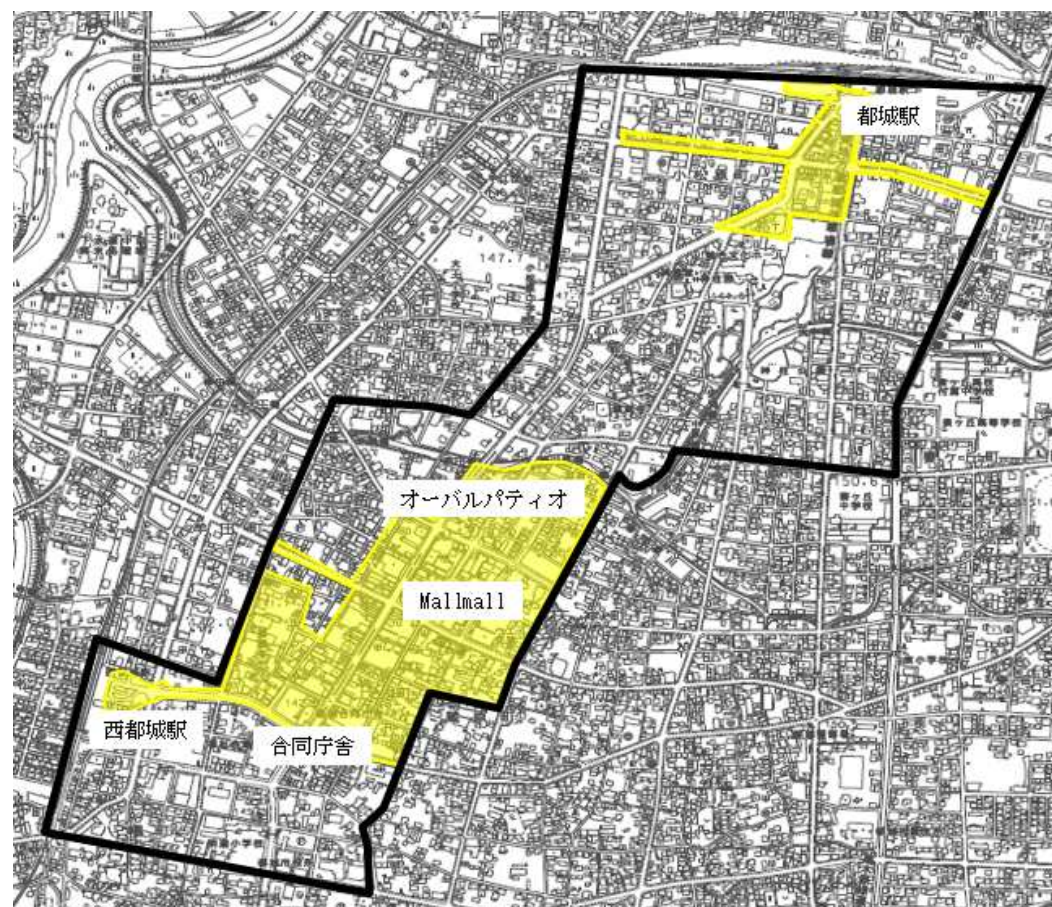
## 2. 事業対象エリア

### 【事業の対象エリア】

- 都城市では、右図の黒色のラインで囲まれたエリアを「中心市街地」としています。
- 補助金交付の対象となるのは、右図に示した黒色のエリア内のさらに、**黄色エリア内**で実施される活動です。

※場所によっては、歩道の占用許可や使用許可が必要になる場合があります。

※その他、各種申請・許可が必要になる場合もある為、ご注意ください。



### 3. 支援メニュー

※詳細は、都城市まちなか活性化プラン補助金交付要綱をご覧ください。

#### ○まちなかイルミネーション事業

事業名	事業内容	補助対象経費	補助率及び補助限度額
まちなか イルミネーション事業	特定地域内において、イルミネーションの設置に必要な経費に対する支援 ※イルミネーションの設置に係る経費で25万円以上のもの。	1 需用費（食糧費除く） 2 役務費 3 委託料 4 使用料及び賃借料 5 原材料購入費 6 備品購入費 7 工事請負費 ※次に掲げるものは対象外 1.イルミネーション電球以外の過剰と認める備品等の購入費 2.イルミネーションと絡めた販促物等の製作費	(補助率) 4/5以内  (補助限度額) 1事業100万円

#### ○賑わい創出事業

事業名	事業内容	補助対象経費	補助率及び補助限度額
賑わい創出事業	特定地域内の賑わい創出を図るため、まちなか広場を除く特定地域内において市民の来街動機の喚起や交流を目的とした中心市街地活性化を図る事業（高等学校、高等専門学校及び大学等の高等教育機関又は高等教育機関に所属する学生個人及び学生団体が、まちなか広場において実施する事業を含む。）の実施に係る必要経費に対して、予算の範囲内において支援する。	1 報償費 （当該団体の構成員に対するもの及び販促景品を除く） 2 旅費 3 需用費（食糧費除く） 4 役務費 5 委託料 6 使用料及び賃借料	(補助率) 2/3以内  (補助限度額) 1事業20万円
			(補助率) 10/10  (補助限度額) 1事業15万円 ※学生のみ

## 4. 補助対象者

補助対象者	(1) 都城商工会議所 (2) 都城まちづくり株式会社 (3) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定する組合及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する組合並びにこれらに準じて組織された特定地域内の団体 (4) 本市内に事業所又は住所を有する法人（団体）又は個人 (5) 上記のほか、市長が特に適当と認める法人（団体）又は個人
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 5. 申請書類

### ○事業実施前

1. 補助金等交付申請書
2. 事業計画書
3. 収支予算書
4. 開催場所が分かる地図
5. 請求書

### ○事業実施後

1. 事業実施概要書
2. 収支決算書
3. 領収書等の写し
4. 実施状況が分かる写真

※補助金額に増額がある場合は、「**補助金等変更交付申請書**」の提出が必要になります。

※別途、「**その他市長が必要とする書類**」の提出をお願いする場合があります。

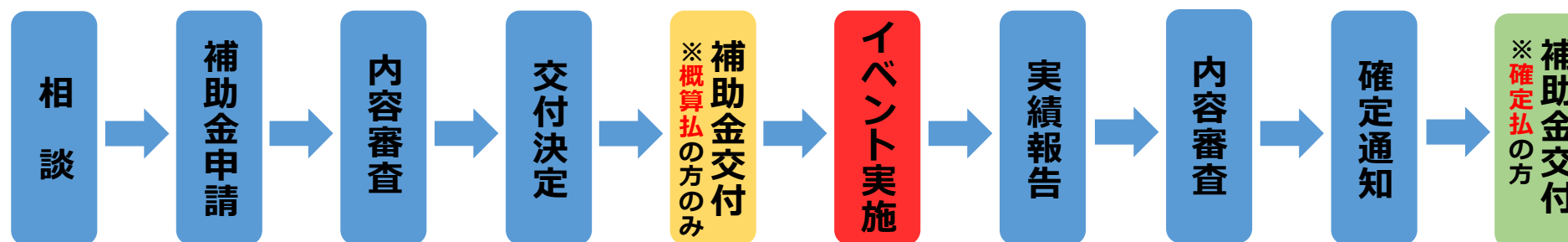
## 6. 会場等場所の借用について ※注意事項

- まちなか広場 ・まちなか広場は、「都城まちづくり株式会社」が管理、貸し出しをしています。  
※「まちなか広場」を使用したイベント等は補助金交付ができません（学生が主体的に活動するイベント等は除く）。
- 商店街 ・場所によっては、歩道の占用許可申請や、使用許可申請が必要となります。
- その他イベント ・感染症対策等に留意して実施してください。

## 7. 事業申請・補助金交付決定について

### 申請から交付決定までのスケジュール

- 申請前 まず**都城市商工政策課中心市街地活性化室**にご相談下さい。  
例) 事業概要：実施したい時期、場所、内容、実施主体…など
- 申請受付期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日  
※当該事業に着手する**14日前**までに申請書類を一式揃えて申請する必要があります。  
※予算がなくなり次第、**受付終了**いたします。
- 審査・交付決定 「都城市まちなか活性化プラン補助金交付要綱」の規定に従い、提出された申請書、事業計画書等の確認を行い、それに基づいて交付決定の審査を行います。交付決定された場合はすみやかに「補助金等交付決定書」にて通知します。  
申請から交付決定まで 2週間程度かかります。



# 新 城



本要領では、まちなか活性化プラン事業のうち、  
**市民の方々にもご利用いただける、補助金による支援メニューをご紹介します。**

---

宮崎県 都城市 商工部 商工政策課 中心市街地活性化室

〒885-8555 宮崎県都城市姫城町6街区21号

TEL : 0986-23-2983 FAX : 0986-23-2658

E-mail : [toshin@city.miyakonojo.miyazaki.jp](mailto:toshin@city.miyakonojo.miyazaki.jp)

---